

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 藤心会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給することし、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の額)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる事項による。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表2に定める額とする。
- (3) 退職手当については、別表3に定める額とする。

(出張旅費等)

第4条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、これらの前日とする。尚、連休等により支給日が 3 日以上遡る場合には、支給日を調整することがある。
 - (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議などに出席した都度支給する。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 報酬額等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第 6 条 法人及び施設の職員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(公表)

第 7 条 法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得るものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 社会福祉法人藤心会役員報酬規程（平成 25 年 4 月 1 日施行）は廃止する。
3. この規程は、令和 3 年（2021 年）7 月 1 日から施行する。
4. この規程は、令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から施行する。
5. 第 5 条第 1 項第 3 号の在任期間については、理事長及び役員のうち当初就任日に遡って適用する。

別表1 常勤役員等の報酬

区分	報酬の額
理事長業務報酬	月額 1,000,000 円以内
副理事長業務報酬	月額 500,000 円以内

※報酬額の決定及び変更は、評議員会で定めるものとする。

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区分	報酬の額
評議員会への出席	日額 15,000 円
法人の業務のための出勤	日額 15,000 円

(2) 理事

区分	報酬の額
理事会への出席	日額 15,000 円
法人の業務のための出勤	日額 15,000 円

(3) 監事

区分	報酬の額
監事監査指導報酬	日額 20,000 円
理事会及び評議員会への出席	日額 15,000 円
法人の業務のための出勤	日額 15,000 円

別表3 退職手当の算定式

最終報酬月額 × 在任年数

※ 在任年数は1年単位とし、1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数は1月に切り上げるものとする。

別表4 役員等の出張に関する報酬及び旅費等

区分	報酬の額
出張業務報酬	日額 18,000 円
旅 費	実費 宿泊費上限 20,000 円
その他業務遂行のための経費	実 費